

(研究課題名)

里子の受け入れが養育家庭の実子に与えた長期的影響
—実子の家族観や社会観をどう変えたか—

研究責任者

所属・職名または学籍番号：星槎大学客員研究員

氏名：大澤 理恵

作成：2024 年 9 月 1 日

改訂履歴：2024 年 月 日

1. 研究実施体制

(1) 研究者の構成

研究者氏名	所属・職名又は学籍番号	役割
大澤 理恵	星槎大学客員研究員	研究責任者

(2) 研究フィールド（研究実施に協力を得る機関）又は共同研究機関

申請すべき機関無し

研究フィールド・共同研究機関名	研究フィールドとの打ち合わせ・研究倫理審査の状況
(研究協力機関) 特定非営利活動法人 日本子ども支援協会	実施に関する打ち合わせの状況 ・実子のいる里親で、インタビューに協力可能な家庭を募るため、里親向けに一斉メールを送ってもらう研究協力について内諾を得ている。 対象機関での研究倫理審査： <input type="checkbox"/> 承認済み <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> 今後申請予定 <input checked="" type="checkbox"/> 申請しない

(3) 他機関・団体等の既存情報の提供を得て行う研究

本研究では、他の他機関・団体等（以下「提供元」という。）から既存情報の提供は受けない。

(4) 研究に関する業務の一部を委託する場合

業務委託を行わない。

2. 研究の目的・意義

養育家庭には実子がいる場合があり、割合は5割を超えている。その結果、里親制度というシステムは、里子と里親だけでなく、受け入れ家庭の実子にも大きな変化をもたらすことが明らかになっている(Pugh, 1996)。例えば、Pugh(1996)の調査結果によると、実子は里親家庭についての好きな側面に、他人を助け「変化をもたらす」ことができる喜びを挙げ、里親家庭についての嫌いな側面に、寝室・所有物・親の関心を共有しなければならないことを挙げている。

本研究の目的は、里子を受け入れて共に生活した経験が、後の実子の家族観、社会観にどのような長期的影響をもたらしたかを明らかにすることである。これは、実子にとって里親制度がどのような意味があるのか、里親制度そのものの本質的な意味を明らかにすることにもつながる。里子を受け入れることについて、実子にとっての里子を受け入れることの意義を明らかにし、実子にとっても有意義な受け入れ制度を考えることが最終的な目的である。

【文献】

・ Pugh, G. (1996). Seen but not heard? Addressing the needs of children who foster. *Adoption & Fostering*, 20(1), 35-41.

3. 方法

1) 研究デザイン：

インタビューによる質的及び量的研究法

量的研究では、実子の特性や受け入れ時の年齢、里子の年齢、一緒に生活した期間（長さ）等の変数と長期的影響（家族観の変化、社会観の変化等）の内容との連関を分析する。

2) 調査対象：

「特定非営利活動法人日本こども支援協会」に会員登録されている実子のいる里親に協会を通じて依頼メールを送り、趣旨に賛同した 16 歳以上の実子 20 名に連絡し、Zoom によって調査を行う。対象となる実子は、7～18 歳までに里子と1年以上一緒に生活をし、受け入れから4年以上経過した経験のある実子とする。養育の種類は一時保護、短期および長期の里親委託を対象とする。なお、ファミリーホームの実子は除外する。実子は、里親と血縁関係にある子とし、特別養子縁組や普通養子縁組の子は含めない。

3) 調査内容：

インタビュー・ガイド(資料4)に基づいた内容の半構造化面接を実施する。

インタビュー・ガイドの質問内容 14 項目は、下のスウェーデンの Höjer, Sebba, & Luke (2013) による「表1 里親家庭になることが実子に与える影響」の要素を参考に、「実子の家族観や社会観をどう変えたか」についての内容を質問として組み込んだもの。

表1 里親家庭になることが実子に与える影響 (Höjer, Sebba, & Luke, 2013)

実子にとっての「利点」	実子にとっての「問題点」
<ul style="list-style-type: none"> •自分の家族の良さがわかる •家族というチームの一員として自分が協力し、役割を果たしていると感じられる •友だちができたと思える •思いやりや共感性が増す •他者の不幸について理解するようになる •自分が他者に責任を持つことを学習する 	<ul style="list-style-type: none"> •物、スペース、親の時間を里子に分け与えなければならない •里子が経験してきた虐待など厳しい現実を知ることで、子どもとしての素朴さが失われる •ときに、自分の信頼を裏切られることを経験する •親からの責任の期待や里子のケアラーとしての役割が重荷になる •自分が里子に対して、仲間あるいはきょうだいとしてふるまったらよいのか、親代わりとしてふるまったらよいのか分からなくなる •自分が家庭で周辺的な人間になったと感じる •自分の問題を親に言いにくくなる •里子の個人的な秘密を他の人に言えないのが重荷になる •里子が最終的にどこに行くことになるのかまで心配になる •親が“期待する”里子へのふるまい方に無理をして応えようとする •親の重荷を軽くする手伝いをする“よい子”のケアラーになろうとする

【文献】

• Höjer, I., Sebba, J., & Luke, N. (2013). *The impact of fostering on foster carers' children*. Rees Centre.

4) 手続き：

16 歳以上の実子 20 名にインタビューを行い、里親家庭になることが実子に与えた影響に関する質問に回答を求める。

5) 分析方法

インタビュー調査から得られた実子の家族観、社会観の変容を抽出、整理し、内容の違

いの要因を分析する。家族観、社会観の変容は質問項目にあった以外に、どのような内容が見られたか質的分析を行う。また、上記1)にあるような量的分析も行う。

6) 倫理的配慮

星槎大学研究倫理審査承認後、「特定非営利活動法人日本こども支援協会」を通じて研究協力依頼書（資料2；研究目的、方法、倫理的配慮を記載）を添えて実子のいる里親に一斉メールを送ってもらう。また、インタビュー調査の協力が得られた対象者には、研究責任者からZoomを介し口頭で研究の主旨を伝え、対象者と、対象者が未成年の場合には親権者からも同意が得られた場合にインタビューを実施する。なお上記の会員は全てZoomを利用して会合を行っているためZoomの利用に不自由はない。また、責任者からZoomを介し口頭で研究の主旨を伝える際、インタビュー時に録画することについても説明し、対象者と、対象者が未成年の場合には親権者からも同意が得られた場合にインタビューを実施する。その録画データはUSBメモリーに移動し、ファイルにパスワードをかけて保管する。

インタビュー・ガイドや実際のインタビューでは、センシティブな項目には「差し支えない範囲でお聞かせください」という表現をする。

インタビューデータに個人や組織が特定される可能性のある情報を含む場合は、匿名化・抽象化処理を行う。また、データ入力時にはデータ番号をつけ、個人情報等は連結可能な匿名化を行う。さらに、本研究結果の最終報告日（論文発表等）から5年間は紙媒体の研究資料は保管して、それ以降は裁断の上完全に廃棄する。また最終報告日から10年間は電子化された資料および個人情報を含む同意書等は保管し、それ以降は、データはUSBメモリーから完全に消去し、同意書等は再現不能な形に裁断・廃棄する。対象者には作成した「里親家庭になることが実子に与えた影響」の内容を明らかにし、結果をまとめたPDFをメールにて送付し、結果のまとめを報告する。

3-1. 研究期間（データの収集・解析期間）

承認日～2025年6月末

3-2. 対象

(1) 必要な対象者の選択方針および内訳

ア 対象者

- ・16歳以上の里子受け入れ家庭の実子20名。
- ・対象となる実子は、7～18歳までに里子と1年以上一緒に生活をし、受け入れから4年以上経過した経験のある実子とする。
- ・養育の種類は一時保護、短期および長期の里親委託を対象とする。なお、ファミリーホームの実子は除外する。実子は、里親と血縁関係にある子とし、特別養子縁組や普通養子縁組の要旨は含めない。
- ・応募者が20名を超える場合には、里子と一緒に生活をした経験の長い順に20名になるように選択する。

イ 同意能力

実子の人数分布は調査に同意してくれた対象者の年齢による。

- ・同意能力があると判断される成人（ 名）
 - ・有効な同意が得られにくいと判断される成人（ 名）
- ⇒有効な同意が得られにくい成人を対象者とする理由：

- ・ 未成年者（0～16歳未満）（ 名）
- ・ 未成年者（16～20歳未満）（ 名）

⇒未成年者を対象者とする理由：

- ・ 協会からの依頼は実子に直接いくのではなく、受け入れ家庭の親を通して実子にいく流れとなる。そもそも実子の数が少ないことから、成人した子どもだけを対象にする場合、依頼が難しくなることもあり、同居をしている可能性のある未成年の実子も対象者に含める必要が出てくる。
- ・ 対象者は中学校等の課程を修了している 又は 16歳以上の未成年者であり、かつ、研究を実施されることに関する十分な判断能力を有すると判断される実子とする。

（2）性別

可能な限り、男性女性が同数になるようにしたいが、研究に同意してくれた対象者及び親権者の結果に依存せざるを得ない。

（2）対象者の募集方法及び募集期間

本倫理審査後、「特定非営利活動法人日本こども支援協会」に研究の詳細を説明し、会員への周知許可を得る。

- ・ 「特定非営利活動法人日本こども支援協会」から里親向けに一斉メールを送ってもらい、16歳以上の実子へのインタビューに協力可能な家庭（本人及び親権者の同意）を募る。
- ・ 募集期間は承認日から2週間程度とする。
- ・ インタビュー協力可能な者には、資料2と3をメール送付の上、Zoomを介し口頭で研究趣旨を説明し、内諾を得た上で調査開始前に詳細な説明し、同意を得る。
- ・ 16歳以上の未成年の実子については、Zoomを介し口頭で研究趣旨を説明し、親権者からインフォームド・コンセントを受けた後に、16歳以上の実子からインフォームド・コンセントを受ける。

3-3. 研究に用いるデータの収集方法と分析方法

（1）本研究のために研究者自身が独自的手段によって、新たにデータを収集し、用いる場合

ア 研究フィールド・調査実施場所と集めるデータ

① 研究フィールド・調査実施場所の名称：

- ・ 特定非営利活動法人日本こども支援協会の会員の実子20名。
- ・ Zoom利用による実子への個別インタビュー調査（里親家庭は全てZoom利用可能）

② 集めるデータの具体的項目：

資料4のインタビュー・ガイドにある項目

③ インフォームド・コンセント（アセント）の取得：

する

しない 理由：

研究フィールド・調査実施場所内等で通知・公開（オプトアウト）

： する（方法： ） しない

イ 研究で得たデータの保管場所・方法

- ・本研究で収集した電子データはファイルにパスワードをかけて USB メモリー内に保管し、研究同意書等の個人情報を含む紙面は、専用のファイルを用意して保管する。USB メモリー、個人情報を含むファイルは調査者自宅の施錠可能な場所で厳重に保管し、OS のセキュリティ設定によって適切に通信がコントロールされ、なおかつウイルスやマルウェア罹患などについても十分に管理が行き届いた PC 上で分析を実施する。
- ・本研究結果の最終報告日（論文発表等）から 5 年間は紙媒体の研究資料は保管し、それ以降は裁断の上完全に廃棄する。また、最終報告日から 10 年間は電子化されたデータおよび個人情報を含むファイルは保管し、それ以降にデータは USB メモリー内から完全に消去し、研究同意書等は裁断して廃棄する。

4. インフォームド・コンセント（アセント）の取得

本研究の実施におけるインフォームド・コンセントの取得：

取得する 取得しない

（１）説明及び同意取得の手順

① 説明するタイミングとその方法

- ・説明は「特定非営利活動法人日本子ども支援協会」から里親向けに一斉メールを送ってもらう段階で、メール本文に記載する。インタビュー協力可能な対象者には、説明日を設け、口頭で研究趣旨を説明し、同意を得るとともに、同意書を提出してもらう。
- ・16 歳以上の未成年の実子については、初めに親権者に対して説明日を設け、口頭で研究趣旨を説明し、同意を得るとともに、同意書を提出してもらう。次に 16 歳以上の未成年の実子に対して説明日を設け、口頭で研究趣旨を説明し、同意を得るとともに、同意書を提出してもらう。実子と親権者の双方から同意が得られた場合のみ、研究対象者とする。
- ・調査協力は任意であること、音声は録音すること、しかし氏名などの個人情報と回答内容は分離して別管理（対応表で）することによりプライバシーを保護すること、データの扱い、また、研究参加の同意書および同意撤回、いずれにしても不利益は生じない旨を説明する。

② 意思を確認するタイミングとその方法

- ・調査協力依頼時に内諾を得て、インタビュー実施時に改めて研究目的と同意撤回も可能である旨の説明を行い、同意を得られる場合は同意書への記名を求める。記名された同意書はメールに添付して送ってもらう。

③ 同意の撤回方法

- ・同意書にサインを求める際に同意撤回書をメールに添付して渡し、撤回の意思が生じた場合には速やかに連絡が可能なように、申請者の携帯電話番号およびメールアドレスを記載している旨を伝える。撤回の意思がインタビュー協力前に生じた場合は、インタビュー前日までに同意撤回書をメールで送ってもらう。インタビュー中に撤回の意思が生じた場合は、口頭で申し出てもらい、インタビューはその時点で終了する。その後、同意撤回書を速やかにメールで送ってもらう。インタビュー後に同意撤回の意思が生じた場合は、インタビュー日を 1 日目とカウントして 2 週間以内に同意撤回書をメールで送ってもらう。また、同意を撤回しても不利益は生じないことと、同意撤回があった場合は当該者から得たデータ内容の分析は行わず、データは完全に廃棄し、その旨を当該者に伝達する。

（２）説明内容

- 研究課題名、当該研究の実施について学長や関係機関の長の許可を受けていること。

- 研究機関名、研究責任者の氏名（他の研究機関との共同研究の場合には、共同研究機関の名称、共同研究機関の研究責任者氏名）
- 研究の目的・意義
- 研究の方法（研究対象者から取得された・情報の利用目的を含む。）
- 期間
- 研究対象者として選定された理由
- 研究対象者に生じる負担並びに予測されるリスク及び利益
- 同意の撤回（撤回の措置を講じることが困難な場合は、その旨及びその理由）
- 同意しないこと又は同意を撤回することによって研究対象者等が不利益な取扱いを受けないこと。
- 研究に関する情報公開の方法
- 他の研究対象者等の個人情報等の保護や当該研究の独創性の確保に支障がない範囲内で研究計画書・研究方法に関する資料を入手・閲覧できる旨並びにその入手・閲覧方法
- 個人情報等の取扱い（匿名化する場合にはその方法、匿名加工情報又は非識別加工情報を作成する場合にはその旨を含む。）
- 情報の保管・廃棄の方法
- 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び研究者等の研究に係る利益相反に関する状況
- 研究対象者等・その関係者からの相談等への対応
- 研究対象者等に経済的負担又は謝礼がある場合には、その旨及びその内容
- 侵襲を伴う研究の場合、当該研究によって生じた健康被害に対する補償の有無及びその内容
- 情報について、同意時点では特定されない将来の研究のために用いられる可能性又は他の研究機関に提供する可能性がある場合には、その旨及び同意時点において想定される内容

(3) 未成年者又は同意能力が十分でない者を対象とする場合

① 代諾等の方針

- 対象者本人に加えて、その親権者、法定代理人の同意も得る。
- 対象者本人には伝えず、その親権者、法定代理人から代諾を得る。
- 親権者、法定代理人から代諾を得た上で、対象者本人のアセントも得る。
- この研究への等の提供の諾否は、未成年又は同意能力は十分でない者であっても本人が判断できる。
(理由及び対応：)

② 代諾者の範囲

- 保護者 その他 ()

(4) 研究対象者等及びその関係者からの相談等への対応

5. 個人情報保護

(1) 本研究における星槎大学・大学院での個人情報の取扱いの有無

個人情報の有無：

- 有（要配慮個人情報： 有 無／個人識別符号： 有 無）
- 無

(2) 個人情報保護の方法

① 匿名化（匿名加工情報又は非識別加工情報への加工を含む。以下同じ。）の実施の有無：する しない

しない場合の理由（ ）

する場合の対応表の作成：する しない

② 匿名化の実施責任者の所在

申請者を含めた星槎大学・大学院に所属する者

星槎大学・大学院以外の機関・団体等に所属する者

③ 星槎大学・大学院における研究期間終了後の対応表の管理

本研究結果の最終報告日（論文発表等）から10年間は電子化された対応表は保管し、それ以降にデータは再現不能な形に裁断する。

6. 研究データの保管

(1) 研究期間中

・保管の有無：有 無

本研究で収集した電子データはファイルにパスワードをかけてUSBメモリー内に保管し、研究同意書等の個人情報を含む紙面は、専用のファイルを用意して保管する。USBメモリー、個人情報を含むファイルは調査者自宅の施錠可能な場所で厳重に保管し、OSのセキュリティ設定によって適切に通信がコントロールされ、なおかつウイルスやマルウェア罹患などについても十分に管理が行き届いたPC上で分析を実施する。

(2) 研究期間終了後

・保管の有無：有 無

本研究結果の最終報告日（論文発表等）から5年間は紙媒体の研究資料は保管し、それ以降は裁断の上完全に廃棄する。また、最終報告日から10年間は電子化されたデータおよび個人情報を含むファイルは保管し、それ以降にデータはUSBメモリー内から完全に消去し、研究同意書等は裁断して廃棄する。

7. 研究結果の開示

(1) 研究結果の開示方針

原則的に開示する

「里子の受け入れが養育家庭の実子に与えた長期的影響」の内容を明らかにし、結果をまとめたPDFを、可能であれば「特定非営利活動法人日本子ども支援協会」と「特定非営利活動法人子ども家庭サポートセンターちば」のホームページで組織の同意の上、ダウンロードできるようにする。

論文が公刊された際にはその旨を対象者全体に報知する。

原則的に非開示とする（理由： ）

8. 研究費及び利益相反

(1) 研究費名称：「明治安田こころの健康財団」研究助成金

(2) 使用期限（予定）：2025年6月

(3) 利益相反

- ・本研究に関する企業（学校）の有無
有 企業名 無
- ・「有」の場合

当該企業からの資金の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
当該企業からの医療機器等の提供・貸与の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
研究員の受け入れの有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
講演料、原稿料、実施料等の支払いの有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
株式保有の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

(4) → 「有」の場合は以下を記入してください。

研究結果・研究対象者保護に影響を及ぼさないための方策：

研究対象者等への経済的負担の有無、謝礼の有無（有の場合は、具体的な内容）

有（内容：インタビュー謝礼 @2,000円×20人＝40,000円） 無

9. 研究に関する情報公開の方法

(1) 研究に関する情報公開の方法

星槎大学大学院（プロジェクト研究・修士論文・博士論文）

学会発表や論文発表を通して情報を公開する。

その他（「里子の受け入れが養育家庭の実子に与えた長期的影響」の内容を明らかにし、結果をまとめたPDFを、可能であれば「特定非営利活動法人日本こども支援協会」と「特定非営利活動法人子ども家庭サポートセンターちば」のホームページで組織の同意の上、ダウンロードできるようにする。）

10. その他

特になし